



答 申 第 9 0 6 号

令 和 2 年 1 0 月 2 6 日

神 戸 市 長 久 元 喜 造 様

神 戸 市 個 人 情 報 保 護 審 議 会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神 戸 市 個 人 情 報 保 護 条 例 第 9 条 第 1 項 第 4 号 の 規 定 に 基 づ き ， 令 和 2 年 1 0 月 1 9 日 付 け 神 こ 家 第 3 8 8 2 号 に よ り 諮 問 の あ り ま し た 下 記 の 事 項 に つ い て ， 次 の と お り 答 申 し ま す 。

記

ひ っ と り 親 世 帯 へ の 経 済 的 支 援 事 業 の 実 施 に つ い て
(条 例 第 9 条 「 利 用 及 び 提 供 の 制 限 」 に 関 し て)

- 1 本 市 か ら ひ と り 親 世 帯 臨 時 特 別 給 付 金 を 支 給 さ れ た 世 帯 を 対 象 に ， さ ら な る 経 済 的 支 援 を 実 施 す る た め ， こ ど も 家 庭 局 家 庭 支 援 課 が 保 有 す る ひ と り 親 世 帯 臨 時 特 別 給 付 金 支 給 実 績 情 報 及 び 児 童 扶 養 手 当 受 給 世 帯 情 報 を 利 用 し て ， 給 付 金 の 支 給 を 行 う こ と は ， 正 確 ， 迅 速 な 支 給 が 可 能 と な り ， 市 民 サ ー ビ ス の 向 上 に 資 す る と 認 め ら れ る た め ， 妥 当 で あ る 。
- 2 こ の 場 合 ， 個 人 の 権 利 利 益 を 不 当 に 侵 害 す る こ と の な い よ う ， 当 該 個 人 情 報 を 適 切 か つ 慎 重 に 取 り 扱 わ な け れ ば な ら ない 。

ひとり親世帯への経済的支援事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 906

【ひとり親世帯臨時特別給付金支給実績情報】

行政区
福祉個人番号
住基個人番号
漢字氏名
カナ氏名
生年月日
郵便番号
住所
証書番号
申請区分
支給対象児童数
支給額

【児童扶養手当受給世帯情報】

○受給者に関する情報

証書番号
氏名(漢字・カナ)
通称名(漢字・カナ)
郵便番号
住所・方書

○振込口座情報

口座名義人
金融機関名
支店名
口座種別
口座番号



答 申 第 907 号
令和 2 年 10 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 2 年 10 月 26 日
付け神行住第 1467 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申し
ます。

記

ひとり親世帯への経済的支援事業の実施について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 本市からひとり親世帯臨時特別給付金を支給された世帯を対象に、さらなる経済的
支援を実施するため、行財政局住民課が保有する住民基本台帳情報を利用して、給付
金の支給などを行うことは、正確、迅速な支給が可能となり、市民サービスの向上に
資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適
切かつ慎重に取り扱わなければならない。

ひとり親世帯への経済的支援事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 907

【住民基本台帳情報】

住基個人番号

漢字氏名

漢字氏名カナ

AL氏名

AL氏名カナ

通称名

通称名カナ

郵便番号

住所・方書